## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部	課室等名	教育委員会 学校教育課 学事係
許	認可等名	区域外就学の承諾
根	拠 法 令	学校教育法施行令
根	拠条項	第9条第1項
連	絡  先	(電話 621-5414)
審查基準	基準	別紙参照(区域外就学審査基準表)
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年8月1日設定(平成年月日最終変更)
標準処理期間		総日数 15日(休日を除く)
	(設定しない ものについて はその理由)	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)